

# 住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金

今治市外から移住する方に  
住宅の新築・購入費の補助を行います。

Uターン対象

I・Jターン対象

住宅の新築・購入  
に対する補助



上限30万円

住宅の新築又は購入  
(中古可)にかかった  
費用の10分の1以内。  
ただし、土地購入費を  
除きます。

子ども\*と  
同居の場合



1人につき  
10万円の  
子育て奨励金を支給

\*補助金の交付申請日  
が年度の4月1日時点  
において18歳未満の者  
(ただし、当該年度の4月  
2日が18歳の誕生日の者  
を含みます)

合計して

最大50万円  
(人口減少の著しい地域等は  
最大70万円)  
の補助金等を交付



※住宅の新築・購入にかかった費用を  
超えない範囲に限ります。

以下の条件を全て満たす方が対象です。

1. 新築又は購入計画の申請を行う前5年間の間に市外から転入した方  
又は住宅の新築又は購入後に転入しようとする方
2. 転入前の5年間に本市に住民登録のない方
3. 住宅の新築又は購入を行おうとする方又はその配偶者
4. 購入計画の申請を行う時点で、同居する世帯員のうち少なくとも1人  
が50歳未満である方
5. 世帯全員に、前住所地を含め市町村税等の滞納がない方
6. 取得した住宅に5年以上定住することを誓約する方
7. 世帯全員が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しな  
い方でない方

## 人口減少率の著しい地域等

- (1)人口減少率が著しい地域
  - ・九和小学校区に属する地域
  - ・菊間小学校区に属する地域
  - ・亀岡小学校区に属する地域
  - ・吉海小学校区に属する地域
  - ・宮窪小学校区に属する地域
  - ・上浦小学校区に属する地域
  - ・大三島小学校区に属する地域
  - ・岡村小学校区に属する地域
- (2)地域振興関連法において指定する地域
  - ・旧菊間町、旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、  
旧上浦町、旧大三島町、旧関前村の地域
  - ・旧龍岡村の地域
  - ・来島、小島、馬島、比岐島、津島、  
鶴島、大下島、小大下島

※市から計画の認定を受ける前に新築※・購入を行った場合は対象外です。

※「新築」とは、住宅を建てる行為のことを指します。そのため、「新築を行うより前」とは、原則として住宅の建築に関する契約や、住宅本体にかかる建築工事に着手する前の段階のことを言います。

❗ 補助金の交付を受けた日から5年以内に新築又は購入した住宅を取り壊し、売却、退去等した場合は、補助金を返還しなければならない場合があります。



愛媛県  
今治市

申請  
窓口

○旧今治市及び朝倉、玉川、波方、大西、菊間並びに関前支所管内  
今治市役所 地域振興部 地域振興局 地域振興課  
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4-1  
電話：0898-36-1514 Eメール：oide@imabari-city.jp

○吉海、宮窪、伯方、上浦並びに大三島支所管内  
今治市役所 地域振興部 しまなみ振興局 しまなみ振興課  
〒794-2305 愛媛県今治市伯方町木浦甲1235  
電話：0897-72-8772 Eメール：sumou@imabari-city.jp

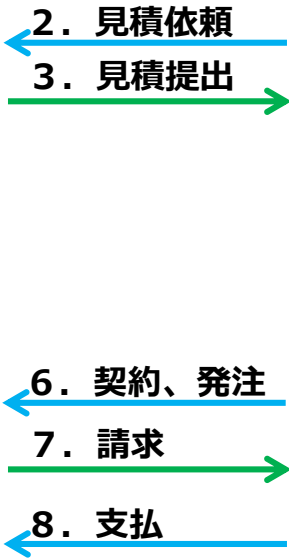


住もういまばり！取得

検索

# 住もういまばり！移住者住宅取得事業費補助金（手続きの流れ）

施工業者または住宅の売り主



## 1 1. 計画完了報告の添付書類

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 取得費用の支払の根拠となる書類（領収書、通帳等の写し）
- (3) 住宅の保存登記又は所有権移転登記の写し
- (4) 住宅の現況写真
- (5) 住宅の位置図及び宅内見取図
- (6) その他市長が必要と認める書類

## 1 3. 交付申請の添付書類

- (1) 定住誓約書兼調査同意書（別記様式第7号）
- (2) 納税証明書又は非課税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

申請者

## 1. 相談・問い合わせ

補助の対象となるかの確認、申請書類のご案内等、相談を随時受け付けます。

## 4. 新築又は購入計画の認定申請

執務時間中に認定申請を受け付けます。補助を受けるには住宅の新築又は購入を行うより前に認定申請が必要です。申請書と添付書類を提出してください。

- 認定申請書（様式第1号）
- チェックリスト
- 補助対象事業費の算出根拠（見積書等）

## 5. 計画認定通知

計画認定通知書（様式第2号）で通知します。

## 9. 変更承認申請

変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。

## 1 0. 計画認定通知

計画認定通知書（様式第2号）で通知します。

## 1 1. 計画完了報告

計画完了届書（様式第4号）及び添付書類を提出してください。

## 1 2. 事故報告

計画が予定期間内に完了しない場合や遂行が困難となった場合、事故報告書（様式第5号）を提出してください。

## 1 3. 交付申請

交付申請書（様式第6号）及び添付書類を提出してください。

## 1 4. 交付決定通知

交付決定通知書（様式第8号）で通知します。

## 1 5. 補助金の請求

請求書（様式第9号）を提出してください。

## 1 6. 補助金の支払い

※様式はホームページからダウンロードできます。  
※書類は原則、ご持参ください。

今治市

## 申請のパターン

